

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会  
報告書

平成28年10月31日

## 目 次

第1 はじめに	1
第2 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について	1
1. 基本的考え方	1
2. 改正の内容	2
第3 臨床実習の在り方について	4
1. 基本的考え方	4
2. 改正の内容	4
第4 専任教員等について	5
1. 基本的考え方	5
2. 改正の内容	6
第5 その他について	6
1. 基本的考え方	6
2. 改正の内容	7
第6 適用時期について	7
第7 今後の課題	7
第8 おわりに	8
(参考) 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会	
・構成員名簿	10
・検討会開催状況	10

## 第1 はじめに

柔道整復師学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「柔道整復師学校養成施設指定規則」（昭和47年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。

指定規則については、平成12年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行っていない。

その後、学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度（4月現在）において、全国109施設の定員数は約8千6百人であるが、平成10年度（4月現在：施設数14施設、定員数約千百人）と比べ、約8倍の増加となっている。

また、昨年11月には、柔道整復師の診療報酬に当たる「療養費」を不正受給したとして、反社会的勢力や接骨院などの関係者十数人が詐欺容疑で逮捕されるといった事件も発生している。

これら柔道整復師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上などが求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの指定規則の改正も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで5回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

## 第2 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

### 1. 基本的考え方

柔道整復師を取り巻く環境の変化に伴い、開業することが可能である柔道整復師の養成に必要な教育内容や単位数、最低限の履修時間数について検討を行った。

#### (1) 総単位数の引上げについて

総単位数の検討に当たっては、現行の85単位は引き続き履修することとした上で、新たに必要な教育内容（単位数）を加えることとした。

#### (2) 最低履修時間数の設定について

単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によるとされているが、最低履修時間数については、現在設定されていない。1

単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業時間数は、例えば、講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めるとされている。

現行の85単位について、1単位の授業時間数を最低時間数とした場合の授業時間数は1,530時間、最大時間数とした場合の授業時間数は2,790時間（以上）と大きな差があり、養成される柔道整復師の資質にも差が生じる恐れがあることから、新たに最低履修時間数を設定することとした。

なお、平成12年に「総履修時間数2,480時間以上」から「総単位数85単位以上」という単位制に改正された際、カリキュラムの内容については改正が行われていないため、今回の検討に当たっては、新たに必要な教育内容に対応する時間数を、過去に総履修時間数として規定されていた2,480時間に加えることとした。

## 2. 改正の内容

### （1）総単位数の引上げについて

現行の85単位に、以下のカリキュラムを加え、総単位数を99単位以上とする。

なお、教育内容及び単位数は別添1、教育の目標は別添2のとおりとする。

### （2）最低履修時間数の設定について

最低履修時間数は、平成12年の改正前に総履修時間数として規定されていた2,480時間に、以下のカリキュラムを加え、2,750時間以上と設定する。

また、各養成施設が特色のある教育を行うべきとの意見があったことから、総単位数99単位以上、最低履修時間数2,750時間以上ということだけでなく、各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましいとする努力規定を設けることとする。

#### [追加等カリキュラム]

- ① 高齢者の生理学的特徴・変化（専門基礎分野） 1単位 15時間  
高齢者への施術に当たり、高齢者の特徴を理解したうえで施術を行うことが求められることから、高齢者に関する身体機能維持・改善における運動訓練の影響などに係るカリキュラムを追加する。

- ② 競技者の生理学的特徴・変化（専門基礎分野） 1単位 15時間  
競技者への施術に当たり、競技者の特徴を理解したうえで施術を行うことが求められることから、競技者に関する身体機能維持・改善における運動訓練の影響などに係るカリキュラムを追加する。
- ③ 柔道整復術の適応 （専門基礎分野） 2単位 30時間  
柔道整復師が業務を行うに当たり、患者に対する医療安全の観点から、対象となる運動器疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ④ 職業倫理 （専門基礎分野） 1単位 15時間  
柔道整復師は開業することが可能であることから、免許取得後すぐに開業する者も一定数いることを踏まえ、職業倫理に関するカリキュラムを追加する。
- ⑤ 社会保障制度 （専門基礎分野） 1単位 15時間  
柔道整復師は開業することが可能であることからも、医療費等の社会保障制度を理解することにより、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよう必要な知識を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑥ 外傷の保存療法 （専門分野） 1単位 15時間  
柔道整復師として備えるべき外傷性疾患への対応能力の強化のため、外傷の保存療法についての教育の充実を図り、外傷の経過及び治療判断に関するカリキュラムを追加する。
- ⑦ 物理療法機器等の取扱い （専門分野） 1単位 15時間  
柔道整復領域で使用する物理療法機器等の原理、作用等を学び、その適切な取扱いに関するカリキュラムを追加する。
- ⑧ 柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む）  
（専門分野） 2単位 30時間  
新たに追加する柔道整復術の適応で得た知識を活用し、臨床所見から判断して施術に適する損傷と、適さない損傷を的確に判断できる能力を身に付け、また、安全に柔道整復術を提供するため、医用画像を理解するためのカリキュラムを追加する。
- ⑨ 高齢者の外傷予防 （専門分野） 1単位 15時間  
柔道整復師への社会的要請の一つである高齢者の外傷予防に対し、新たに追加する高齢者の生理学的特徴・変化で得た知識を活用し、高齢者に対する具体的な外傷予防の手法を身に付けるためのカリキュラムを追加する。

- ⑩ 競技者の外傷予防 (専門分野) 1単位 15時間  
柔道整復師への社会的要請の一つである競技者の外傷予防に対し、新たに追加する競技者の生理学的特徴・変化で得た知識を活用し、競技者に対する具体的な外傷予防の手法を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑪ 臨床実習 (専門分野) 3単位 135時間  
柔道整復師の臨床における実践的能力を向上するため、臨床実習を1単位から4単位へ拡充する。
- ※ 上記追加等カリキュラムのなかには、既に既存カリキュラムで教育されているものが部分的に含まれていることから、これらを調整する必要がある。(重複するものとして1単位、45時間を削減する。)

### 第3 臨床実習の在り方について

#### 1. 基本的考え方

臨床実習については、主として、学校養成施設附属の臨床実習施設において行われているが、臨床実習の拡充に伴い、臨床実習施設の拡大及びその要件等について検討を行った。

また、臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、これまで必ずしも明確にされていなかったことから、その検討も行った。

#### 2. 改正の内容

##### (1) 臨床実習施設について

臨床実習施設については、学校養成施設附属の臨床実習施設、柔道整復を行う施術所を基本として、整形外科や救急医療を行っている医療機関、スキー場等における救護所等のスポーツ施設及び機能訓練指導員を配置している介護施設等に拡大する。

なお、機能訓練指導員を配置している介護施設等で行う臨床実習については1単位を超えない範囲とする。

##### (2) 柔道整復を行う施術所の要件について

柔道整復を行う施術所の要件を以下のとおりとする。

- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
- ② 5年以上の開業経験があること。
- ③ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講

習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。

- (4) 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること。
- (5) 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- (6) 過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
- (7) 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

なお、学校養成施設附属の臨床実習施設以外の柔道整復を行う施術所等において臨床実習を行おうとする学校養成施設は、あらかじめ行政庁に対して届け出ることとする。(変更になった場合も同様とする。)

#### (3) 柔道整復師臨床実習指導者講習会について

柔道整復師臨床実習指導者講習会について厚生労働省の定める基準は、別添3に定める内容とすることが望ましい。

#### (4) 臨床実習において実習生ができる行為について

臨床実習において実習生ができる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監視の下、当該指導者が主体的に行う施術の介助は行うことができるものとする。

なお、施術の介助を行う場合には、臨床実習前に、学生の技術等について、施術実技試験等による評価を行い、直接患者に対して施術を行うに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

## 第4 専任教員等について

### 1. 基本的考え方

総単位数の引上げ等に伴い必要となる専任教員の人数、臨床実習の拡充等に伴う教員の見直しについて検討を行った。

また、教員の質の向上を図るため、専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化することについて検討を行った。

さらに、柔道整復師である教員については、教授範囲が専門基礎分野における保健医療福祉と柔道整復の理念（医学史、関係法規、柔道）及び専門分野に限られているが、そのため、専門基礎分野の教育内容を柔道整復師があらためて専門分野で教授しているなどの弊害が生じているとの意見があったことから、今回のカリキュラム等の見直しを踏まえ、教授範囲の拡大について検討を行った。

## 2. 改正の内容

### (1) 専任教員数等の見直し

総単位数の引上げ等に対応するため、専任教員数を5名以上から6名以上とする。また、学校養成施設附属以外の臨床実習施設で実習を行う場合には、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置することとする。

### (2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上とする。なお、現在は実務経験が3年経過した後に専任教員となるための教員講習会を受講しているが、見直しに伴い5年の実務経験のなかで教員講習会の受講を可能とする。

また、専任教員の定義を以下のとおり明確化するとともに、カリキュラム等の見直し及び臨床実習の拡充に伴い、専任教員についても臨床能力の向上が求められることから、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定する。

#### [専任教員の定義]

- ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

### (3) 専任教員の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の専門基礎分野の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等の見直し等を踏まえて教授範囲を以下のとおりとする。

#### [専任教員（柔道整復師）の教授範囲]

- ・社会保障制度
- ・人体の構造と機能（解剖学のうち、運動器系の構造に関する事項）
- ・人体の構造と機能（運動学のうち、運動器の機能に関する事項）
- ・疾病と傷害（リハビリテーション医学のうち、高齢者運動機能の維持・回復に関する事項）
- ・保健医療福祉と柔道整復の理念（医学史、関係法規、柔道）

## 第5 その他について

### 1. 基本的考え方

#### (1) 通信教育等の活用について

質の高い柔道整復師の養成に繋がる通信教育等の活用について検討を行った。

## (2) 養成施設において備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、養成施設において備えるべき備品等について検討を行った。

## 2. 改正の内容

### (1) 通信教育等の活用について

基礎分野14単位のうち、7単位を超えない範囲で、通信教育等の活用が可能となるよう、本人からの申請に基づいて個々の履修内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、該当する科目の単位として認定することができる旨の規定を追加する。

### (2) 養成施設において備えるべき備品等の見直し

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

- ・ 現在、養成施設に備えるべきものとして規定されている基礎医学実習室を削除し、実技実習室を実習室とする。
- ・ 実習室の面積は生徒1人につき2.1m<sup>2</sup>以上とする。
- ・ 現在、実習室に備えるべきものとして規定されている消毒設備を削除する。
- ・ 現在、養成施設に備えるべき備品として規定されている標本を削除し、備えるべき備品を別添4のとおりとする。

## 第6 適用時期について

今回の報告は、柔道整復師を取り巻く環境の変化に伴い、早急に対応する必要性を踏まえつつ、学校養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、平成30年4月の入学生から適用することが適当と考える。

また、専任教員数の5人以上から6人以上への見直し、専任教員の要件である実務経験3年以上から5年以上への見直しについては、教員確保の準備期間等を考慮し、新カリキュラムの適用から2年程度の経過措置を設けることが適当である。

## 第7 今後の課題

今回の改正については、質の高い柔道整復師を養成するため大幅な改正をするものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該改正による柔道整復師の質の向上について検証することが必要と考える。

また、冒頭でも述べたが平成12年の前回改正から約16年経過しており、その間に柔道整復師を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展等に伴い柔道整復師に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から5年を目処として、新たな改正の必要性についての検討を行うことが望まれる。

さらに、今回の改正において、臨床実習施設の拡大を図ることとしたが、柔道整復を行う一般の施術所における臨床実習に伴い、臨床実習生が当該施術所において労働力となってしまうという懸念も指摘されたことから、適切な臨床実習が行われるよう都道府県等における必要な指導をお願いしたい。

最低履修時間数の設定に当たっては、医師、歯科医師と同様に柔道整復師は開業が可能であることから最低履修時間数を更に引上げるべきとの意見もあったが、夜間部においても実施可能な範囲での設定として検討を行った。今後の検討に当たっては、夜間部の在り方も含めた検討が必要と考える。

臨床実習実施前の学生の評価については、現在卒業の判定に当たり行われている、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度と同様に、全国統一の評価とするべきであるとの意見もあり、将来的には全国統一の評価方法となるよう検討が必要である。

養成施設に備えるべき備品については、医療安全の観点から超音波画像診断装置を活用することは有用であるという意見がある一方、現在の養成施設及び施術所における整備状況を考慮すると、備えるべき備品に加えるには時期尚早との意見もあった。医用画像を理解することについては、これから多職種連携の推進や医療安全の観点から教育が必要としたものであり、柔道整復師の役割を十分に発揮するためにも、まずは多職種連携を推進することが重要である。養成施設において、超音波画像診断装置を自主的に整備している実態はあるが、これを養成施設の備えるべき備品として追加することについては、今後、新カリキュラム適用に伴う影響を見極め、改めて検討すべきである。

## 第8 おわりに

本報告の内容は、柔道整復師の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手される事を期待する。

最後に、施術所において柔道整復が適切に実施されるためには、学校養成施設における教育において、施術所や医療機関の協力、連携が必要である。また、患者への安全な柔道整復を提供するためには、各地域の医療機関と施術所がお

互いに協力し、連携を図ることも重要であることから、今後、これらが一層強化されることを期待する。

(参考)

**柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会構成員名簿**

碓井 貞成 公益社団法人全国柔道整復学校協会会長  
釜范 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事  
○ 北村 聖 東京大学大学院医学系研究科  
附属医学教育国際研究センター 教授  
樽本 修和 帝京平成大学 教授  
(一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)  
長尾 淳彦 明治国際医療大学保健医療学部 教授  
(公益社団法人日本柔道整復師会)  
成瀬 秀夫 東京有明医療大学 柔道整復学科長  
西山 誠 国際医療福祉大学 教授  
福島 統 公益財団法人柔道整復研修試験財団 代表理事  
細野 昇 吳竹医療専門学校長  
松下 隆 一般財団法人脳神経疾患研究所  
附属総合南東北病院 外傷センター長

※○は座長

(五十音順、敬称略)

**柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催状況**

第1回	平成27年12月11日	柔道整復師学校養成施設の現状と 課題について
第2回	平成28年 2月22日	カリキュラム等の改善について
第3回	5月19日	カリキュラム等の改善について
第4回	7月 7日	カリキュラム等の改善について
第5回	9月16日	報告書（案）について

## 教育内容、単位数

教育内容		単位数	備 考
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	
	人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能	1 5	高齢者及び競技者の生理学的特性・変化を含む。
	疾病と傷害	1 1	
	柔道整復術の適応	2	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	職業倫理を含む。
	社会保障制度	1	
専門分野	基礎柔道整復学	1 0	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。
	臨床柔道整復学	1 7	物理療法機器等の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。
	柔道整復実技	1 7	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術実技試験などを含む。
	臨床実習	4	
合 計		9 9	

## 教育の目標

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病と傷害	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。
	柔道整復術の適応	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応するか否かの判断能力を養う。
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。
	社会保障制度	1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎柔道整復学	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。
	臨床柔道整復学	17	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。
	柔道整復実技	17	種々の外傷に必要な予防（高齢者、競技者等）と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。
	臨床実習	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。

## 柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

### 第1 開催指針

#### 1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

##### (1) 講習会主催責任者 1名以上

※ 講習会を主催する責任者

※ (2)との兼務も可

##### (2) 講習会企画責任者 1名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

##### (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上

※ 企画、運営、執行等に協力する者

※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

#### 2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

#### 3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

#### 4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 柔道整復師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

#### 5. 講習会の修了

講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

### 第2 講習会の修了証書

- 修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

### 第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- ① 講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 講習会の目標
- ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
- ⑧ 講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

## 養成施設に備えるべき備品

器械器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 専門基礎科目用           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。)</li> <li>ロ 整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギブス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。)</li> <li>ハ 救急外科学実習用機器</li> </ul> </li> <li>二 装具(十種類以上、スプリントを含む。)</li> <li>二 専門科目用           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 固定用具一式(副木を含む。)</li> <li>ロ 物理療法実習用機器(各種罨法、低周波治療法器を含む。)</li> </ul> </li> </ul>
模型	人体骨格模型(等身大)、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型(外皮)、関節種類模型(八種以上)、上・下肢解剖模型、脊髄横断模型及び実習モデル人型
図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む) 千冊以上</li> <li>二 学術雑誌(電子書籍を含む十種類以上)</li> </ul>
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)

備考 器械器具及び模型については、実習用に必要な数を有すること。